

行刑における社会との同化原則の意義

大谷, 彬矩

<https://doi.org/10.15017/1806797>

出版情報 : 九州大学, 2016, 博士 (法学), 課程博士
バージョン :
権利関係 : 全文ファイル公表済

氏名	大谷 彬矩			
論文名	行刑における社会との同化原則の意義			
論文調査委員	主査	九州大学	教授	土井 政和
	副査	九州大学	教授	武内 謙治
	副査	九州大学	准教授	野澤 充

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本の刑務所における受刑者の生活状況が監獄法の改正を経たのちもなお旧態依然たる水準にあること、また、自由や権利の広範な制限が支配的であることを明らかにするとともに、刑事収容施設法による受刑者に対する矯正処遇の義務づけと、これを理論的に正当化しようとする最近の見解に対して、刑罰論の観点から、それが自由刑の「膨満化」をもたらすものであると批判している。そして、このような状況を打開する原理として、近時の国際準則や欧州地域の人権文書において確固たる地位を得ている「同化原則」（行刑における生活は、社会の生活状態にできる限り同化されるものとする）を日本の行刑に導入すべきことを提案している。

本論文は、序章及び終章の他に6章から構成され、これに、参考文献一覧、資料が付されている。

序章では、本稿の目的、監獄法改正までの経緯と日本行刑の今日的状況、「同化原則」の概念について概説され、本稿全体の構成が述べられている。

第1章では、日本の刑事施設における受刑者の生活水準の現状把握が行われている。「日本型行刑」と呼ばれるわが国独自の伝統的な刑務所運用方法は、諸外国と比較して職員一人当たりの受刑者負担率が高いにも関わらず、保安事故が極めて少ないことから、むしろ肯定的な評価をされる傾向がある。しかし、政府機関及び第三者機関によって実施された受刑者・職員に対する調査、刑事施設視察委員会による公表資料を分析することによって、現在の施設生活は過度の苦痛を強いる状態であること、段階的な処遇制度（特に優遇措置）が生活水準向上の障害となっていること等が明らかにされている。また、統計資料の分析から、近年の高齢受刑者の増加が刑務所内の高齢者の構成比を飛躍的に高め、その結果、実施される処遇にも変容を迫っていることが述べられている。

第2章では、刑務所における生活水準をめぐる概念として、劣等原則、累進処遇、行刑の社会化をとり上げ、これらを批判的に考察するとともに、それらを克服する概念として同化原則が提示されている。また、同化原則を指針として目指されるべき生活水準を明確にするために、刑務所の「環境」、「管理体制」、「処遇」の3つの指標を基にこれを類型化し、すべてにおいてプラスの評価となる援助・支援型的生活水準を志向すべきことが主張されている。

第3章では、ドイツにおいて同化原則が行刑法に規定されるに至った経緯とその後の展開が歴史的に分析されている。その萌芽は、ワイマール共和国時代の合理的な処遇追求の中で出現し、再社会化のための実験的な「段階行刑」によって実現が図られてきたこと、また、1970年代の統一行刑法制定過程において同化原則が確固たる地位を得て、1976年の行刑法の中に執行の形成原則として規定されたことが述べられている。しかし、その理念としてのインパクトとは裏腹に、実務上の限界や様々な制約をもっていったこと、また、2006年の連邦制度改革法以降、各ラントがそれぞれ独自の行刑法を立法するようになると、同化原則の内容にも変化が見られ、些末的、副次的な内容が

多くなったことなど課題も現れたこと、他方、同化原則を根拠の一つとして、作業の義務付けを排除するラントも現われるなど、従来の行刑の構造を変革するほどの大きな影響力を発揮しつつあることが明らかにされている。

第4章では、ドイツの裁判所や研究者によって連邦行刑法及びラント行刑法における同化原則の展開場面として取り上げられている事項が、収容及び給養、外部交通、教育及び作業、宗教教誨及び余暇、医療的措置及び社会的援助に分類され、検討されている。その結果、裁判所における同化原則の影響力はまだ限定的ではあるものの、研究者を中心に、同化原則を指針として、現行制度への批判的な検討が促される状況が生まれていることが明らかにされている。特に、いくつかのラントにおける作業の義務付けの廃止は特筆すべき変化であるとしている。

第5章では、同化原則を日本にも受容するために、刑罰論、処遇論及び行政裁量論の見地から理論的検討が行われている。とりわけ、行刑を国の積極的援助活動として把握し、受刑者の権利として具体化する方向が支援・援助型の行刑にとって有益であること、同化原則は、そのような社会復帰権の保障内容を決定する際に有用であること、また、行刑においても適正手続保障が妥当すると主張するデュープロセス関係論は、同化原則にとっても不可欠な視座であることが主張されている。

第6章では、同化原則の具体的な実現をはかるうえで、平等論が同化原則と同様の帰結をもたらすか否かが、アンダーソンの平等論や選挙権に関する日本の最近の裁判例を素材に検討されている。その結果、平等論は、社会との同化を指向する際に必要なアプローチを提供する点で有用であるものの、実務では、施設間及び受刑者間の処遇差をなくし、画一性と公平性をもたらす逆機能を果たしてきたことから、平等論のみでは不十分で、同化原則を導入し、これを改革することが必要であるとしている。

終章では、以上の検討を踏まえ、今後のわが国の行刑に汎用可能な尺度として同化原則の定立が必要であると結論づけている。その上で、同化原則が、特別なニーズをもつ受刑者などへの援助を理論的にどのように根拠づけることができるかが今後の課題だとしている。

日本ではこれまで刑事施設の運営や受刑者処遇の現状を改革するための原則の一つとして、「行刑の社会化」が論じられてきたが、本論文は、そこで取り上げられてきた諸問題を「社会との同化」という観点から再検討し、「行刑の社会化」論の限界を指摘するとともに、ドイツにおける同化原則の歴史的展開、その法的効果、刑罰論における位置づけ等について検討したうえで、これを日本にも導入すべきだと提案する意欲的な業績である。特に、ドイツ・ワイマール期における同化原則の誕生、1970年代の行刑法制定期における同化原則に関する議論や提案、さらには2006年の連邦制度改革法以降の各ラントにおける行刑法やその運用を丹念に検討し、同化原則が内容の変化をとげながらも、従来の行刑構造の改革に大きな影響を与えつつあることを明らかにしている点は高く評価できる。

他方、ドイツ行刑法は、執行形成原則として、社会との同化とともに拘禁の弊害除去や受刑者の社会復帰についても規定しているが、これら三者の関係については十分な検討が行われているとはいえないこと、また、社会との同化原則と憲法上の平等権に関しては検討されているものの、社会権との関係についてはほとんど言及がなされていないなど不十分な点もある。

しかし、これらの点は、本論文を博士論文として評価することを妨げるものではなく、むしろ今後の課題として継続的かつ発展的な研究に期待すべきものである。

以上により、本論文は、調査委員全員一致で、博士課程修了により博士（法学）の学位を授与するに値するものであると認定する。